



ページ番号

1005984

災害時のごみの出し方について

ごみ資源循環課
(磐田市クリーンセンター内)

☎0538-37-4812

FAX 0538-36-9797

ごみの取り扱いを確認しておきましょう

近年、台風やゲリラ豪雨、地震などの自然災害が各地で発生しています。こうした災害時は、通常の「生活ごみ（家庭ごみ）」の他に、大量の「災害廃棄物」が発生します。日頃から災害に備え、これらの処理方法について確認しましょう。

生活ごみの収集

大雨や洪水による道路封鎖、大規模地震によるインフラ被害などの非常事態を除き、荒天時でも生活ごみは原則として収集します。

ただし、暴風時はごみの散乱や飛来物による危険があるため、お急ぎでない場合は次回の定期収集日に出すこともご検討ください。

なお、大規模災害などにより収集を一時停止する場合は、市ホームページなどでお知らせしますので、収集再開の案内までごみ出しをお控えください。

収集は生ごみや使用済み紙おむつなどを含む可燃ごみから順次再開します。

台風などで出たごみの処分方法

大規模災害ではないものの、台風などの影響で屋外にあったものが破損するなど思わぬごみが発生することがあります。こうしたごみは通常どおり分別した上で指定された収集日に地域のごみ集積所へ出してください。

強風などで自分の敷地に飛来したトタンなど所有者不明のごみ（飛来ごみ）についても通常の分別ルールに従って、ごみ集積所へのごみ出しをお願いします。



災害廃棄物の処分方法

災害廃棄物とは、大規模な災害などにより壊れた家具や家電、家屋の損壊で発生した木くず、金属くず、瓦などのことです。こうした災害廃棄物は広範囲で大量に発生します。

このような時は、市が必要に応じ災害廃棄物の仮置場を設置します。仮置場には必ず分別してから持ち込んでください。また、その設置状況は、市ホームページなどでお知らせします。

※災害廃棄物を分別、保管、処理するために一時的に集積する場所

仮置場まで運べない場合

仮置場まで遠いなどの理由で運びこむことができない時は、できるだけ収集車両が出入りしやすい場所で、自治会などで定めた地域の公会堂や空き地などにまとめてください。

また、その回収は被害状況を判断する中で順次行ってまいりますので、ごみ資源循環課にご連絡ください。

大規模災害が発生した場合に備え、各自治会などであらかじめ災害廃棄物を一時的に出せる場所や出し方などを話し合っておくことも重要です。

ごみの分別看板

地域で災害廃棄物の仮置場を設置する場合でも、分別は必要不可欠です。各自治会で分別看板の活用を検討されている場合、ラミネート加工（A3版）した分別用の看板を提供します。

自治会で必要数などを取りまとめたごみ資源循環課にご連絡ください。



▲分別して出された災害廃棄物

レモンを

新たな磐田の特産品に



農林水産課
(西庁舎1階)

☎0538-37-4813
FAX 0538-37-1184

磐田産レモンのブランディングを進めます

レモンによる地域活性化

市は、令和6年7月に、ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社、J A 遠州中央の2者と「磐田市をレモン産地として形成し、地域を活性化させることを目的とする連携協定」を締結しました。これにより、レモンを新たな特産品として育成し、農業者の所得向上と経営の安定化を図るとともに、産業の振興と地域全体の活性化を目指しています。

栽培面積の拡大

レモン栽培には、日照時間の長さとお水の確保が重要で、全国トップクラスの日照時間と、茶の生産を通じて培った栽培技術や水資源の環境が整っている本市には、レモン栽培に適した条件が揃っています。令和7年度末の市内レモン栽培面積は約12ヘクタールで着実に拡大しています。



市内の栽培面積イメージ

現状は「育成期」

レモンは温暖な気候を好み、しっかりと太陽を浴びて育つ果樹で、苗木から本格的な収穫ができるようになるまでには、通常3年ほどかかります。多くの生産者が、まさに「これから伸びていく」若い苗木を植え付けた段階で、現在は苗木の根と幹をしっかり育てる「育成期」です。

今後の取り組み

今後は、レモン産地としてのブランディングを進め、地域の雇用創出や経済の活性化につなげていきます。数年後には市内の飲食店やお菓子店などで、磐田産のレモンを使った料理やお菓子が販売され、食卓にも新鮮なレモンを使った料理が並ぶことを目指します。

問合せ

■栽培方法・苗木の相談

J A 遠州中央園芸課 ☎36-7018
■補助金に関すること

農林水産課 ☎37-4813

レモン栽培を検討されている方は、市ホームページをご覧ください。



▲ホームページ



▲株式会社 LEMONITY のレモン畑

レモン栽培者の声



株式会社 LEMONITY 取締役
いぬい やすき
乾 泰樹さん

レモン栽培を始めたきっかけは、レモンが健康価値の高い果実であることに加え、国内では輸入品への依存度が高く、国産レモンの需要拡大が期待できると考えたためです。また、磐田市はレモン栽培に適した温暖な気候で平地も多く、当社が目指す大規模生産に適した環境であることも挑戦を後押ししました。

レモン栽培の先進地である広島県や海外を視察し、そこで学んだ技術を取り入れながら、この地域に適した栽培方法の確立に取り組んでいます。現在の栽培面積は約4ヘクタールですが、将来的には100ヘクタール規模への拡大を目標に挑戦を続けています。

現在栽培しているレモンの本格的な出荷は、数年後になる予定です。磐田産レモンを全国の皆さまにお届けできるよう、今後も取り組んでまいります。



ページ番号
1010587

あなたにとっての“まなび” 見つけてみませんか？

まなび推進課
(本庁舎2階)

☎0538-37-7311
FAX 0538-32-2353

何かを始めたい人の最初の一步

「学び」と聞くと、学校での勉強を思い浮かべるかもしれません。しかし「誰かと話をしてみること」「地域でやってみることに挑戦すること」「新しい人と出会うこと」「新しい世界に触れてみる」と、それも「まなび」です。

市では、子どもから大人まで、誰もが「学びたい」と思ったときに学べるまち、挑戦できるまちを目指して、令和8年4月「まなび推進課」を新設しました。

「まなび」を通して、人と人がつながり、自分らしく暮らせてウェルビーイングを感じるまちに向けて、イベントへの参加、学びの場づくりを一緒に進めます。お気軽にご相談ください。

講演会開催の経費を補助します

市民活動団体やNPO法人などの「まなび」を応援するために、広く住民が参加できる講演会や研修会などを開催する経費を補助します。

対象者

市内のNPO法人および市民活動センターの登録団体

対象経費

広く住民が参加できる講演会や研修会を行う経費で総事業費が5万円以上のもの

補助額

上限10万円

※同一事業の2年目以降は、補助対象経費の2分の1以内で上限5万円

磐田ここからラボの推進

市が運営する「まなび」のプラットフォーム「磐田ここからラボ」では、「校舎のない学び舎」をコンセプトに、多くの市民が多様な「まなび」を楽しみ、対話を通じて人と人との交流が生まれることを目指して、官民問わず、さまざまな生涯学習・社会教育の取り組みを行っています。

【磐田ここからラボのイメージ】

出産準備期 乳幼児期	小中学生	高校生 若者世代	成人期	高齢期
 安心して子育てできる力や人とのつながり、こどもの豊かな心と社会性を育む ・プレパパママ教室 ・ブックスタート	 学校の学びに加え、地域や仲間との体験・探究活動で自分らしく学べる ・学校教育 ・こども若者会議	 「やってみよう」を応援する場や対話の機会、未来を切りひらく力を育む ・高校生ラボ ・二十歳の集い	 仕事や暮らしに役立つ学びを通じて、仲間作りや知識・技術の向上につなげる ・IWATA 合同入社式 ・リノベーションスクール	 趣味や生きがいづくり、仲間との交流で、いきいきと暮らし続けられる ・スマホ講座 ・いきいき百歳体操



発行 偶数月(年6回)

※紙版は、交流センターや市役所本庁舎などで配布しています



▲電子版

「学びの庭」では、交流センターで開催されるスポーツや趣味、文化、芸術など、さまざまな講座やイベントの情報を幅広くお届けします。「まなび」の場として、ぜひご参加ください。



▲「磐田ここからラボ」のロゴマーク

参加者大募集！ 第29回 ジュービロ磐田メモリアルマラソン

スポーツのまち推進課
(本庁舎2階)

☎ 0538-37-4832
FAX 0538-37-5034

笑顔で磐田を埋め尽くそう

今年もジュービロ磐田メモリアルマラソンを開催します。子どもから大人まで、市内外から7千人以上のランナーが参加する磐田市を代表するスポーツイベントです。ゆとりある制限時間を設定しているため、初参加やファミリー、初心者の方も安心して楽しめます。

全国ランニング大会100撰に選出

出場ランナーの投票やレポートをもとに選出される「全国ランニング大会100撰」に、第28回ジュービロ磐田メモリアルマラソンが選ばれ、ランナーからの高い満足度が評価されました。



種目・参加資格など

種目	参加資格	費用	スタート時刻
ハーフマラソン	高校生以上	6,000 円	午前 9 時 15 分～
3 キロメートル	小学生	2,000 円	午前 9 時 27 分～
	ファミリー (小学生と保護者)	6,000 円	
	ファンラン ※非計測	3,500 円	
5 キロメートル	中学生	2,500 円	午前 9 時 42 分～
	高校生以上	4,500 円	

開催日時

11月22日(日)

開会式 午前8時20分～

参加賞

左記の6種類からお好きなものを1つお選びいただけます。

大会オリジナルTシャツ、大会オリジナルビッグタオル、磐田地場産品詰合わせ、磐田銘菓詰め合わせ、チャリティー、あなたの写真(記念写真のダウンロード)

入賞

各部門上位6位 ※ファンランは除く
(表彰は3位まで)

特別賞

・仮装特別賞

3キロメートルと5キロメートルの参加者が対象です

・とび賞

ジュービロ磐田選手のサインをプレゼントー当日に抽選します



▲昨年度のスタートの様子

申し込み方法

9月14日(月)までに「ランネット」にアクセスし、大会エントリーページからお申し込みください。申し込みはオンラインのみで受け付けます。



▲電子申請

ボランティア募集

会場の案内係、コースの交通誘導係など、一緒にジュービロ磐田メモリアルマラソンを盛り上げていただけるボランティアを募集します。ホームページから受け付けます。



▲ホームページ

問い合わせ

ジュービロ磐田メモリアルマラソン実行委員会事務局(NPO法人磐田市スポーツ協会)
☎ 0538-33-3443
FAX 0538-37-0456

ゲストランナーが大会を盛り上げます

ゲストランナーが磐田のまちを駆け抜けます。おふたりと一緒に楽しく走りましょう！

ゲストランナー



▲福島和可菜さん
(タレント)



▲高橋正純さん
(ラジオパーソナリティ)

ページ番号
1009003

早めの相談で 元気を取り戻せます

福祉政策課
(i プラザ3階)☎0538-37-4831
FAX 0538-37-6495

自分らしい暮らしを続けるために

こんなことはありませんか？

最近の状況を思い返してみましよう。
これらの項目に1つでも該当する場合
は、身体の機能低下が疑われます。

チェック	項目
	6か月間で2kg以上の意図しない体重減少がある
	ここ2週間、わけもなく疲れたような感じがする
	青信号で横断歩道を渡りきれない
	握力が弱くなりペットボトルの蓋が開けられない
	軽い運動や体操、定期的な運動をしていない

早めの相談が大切です

加齢に伴って心身の機能が低下し、健康と要介護の間にある状態を「フレイル」と言います。放っておくと進行し、やがて要介護の状態になる可能性があります。



▲フレイルのイメージ (出典:厚生労働省「食べて元気にフレイル予防」)

しかし、早いうちに回復に向けて取り組むことで、自分らしい暮らしを取り戻すことができます。

市では、誰もが住み慣れた地域でその人らしい暮らしが持続できるよう、フレイルからの回復に向けたさまざまな事業を実施しています。

「フレイルかも」と感じたら、ぜひお住まいの地区の地域包括支援センターにお気軽にご相談ください。

地域包括支援センター	電話番号
城山・向陽地域包括支援センター	0538-36-4865
中部地域包括支援センター	0538-37-1060
竜洋地域包括支援センター	0538-66-9221
豊岡地域包括支援センター	0539-63-0500
豊田地域包括支援センター	0538-36-1300
福田地域包括支援センター	0538-58-3242
南部地域包括支援センター	0538-36-8900

地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリ専門職がご自宅を訪問し、元気回復をアドバイスします(1回1時間程度。2回まで)。

対象

以下の①～③を全て満たす方
① 65歳以上の方

② 要支援1・2と判定された方、または国のガイドラインに沿った質問事項により、生活機能の低下が認められる方

③ 介護サービスを利用の方(一部サービスを除く)

内容

・ 身体の状態の確認
・ 自宅で行える運動や住まいの環境の改善提案

料金

無料

短期集中予防事業(サービス・活動C)

リハビリ専門職などのサポートを受けながら、週に1回、3カ月のプログラムで回復を目指します。

対象

地域リハビリテーション活動支援事業を行い、本事業の取り組みが必要だと認められた方

内容

・ 運動機能の回復トレーニング
・ 栄養のアドバイス
・ お口の機能チェック

料金(1割負担の場合)

360円～600円/回

※プログラムの内容および負担割合により異なります

特殊詐欺被害に

注意してください

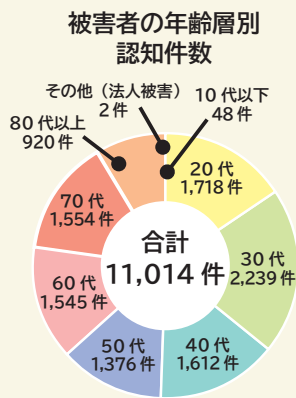
ニセ警察詐欺が増えています

自宅の固定電話や携帯電話に、警察官を名乗る者から電話がかかってくる詐欺の手法が増加しています。

「あなたの口座が犯罪に利用されている」「あなたの携帯電話が不正に契約されている」などと不安をあおり、「資産を保護する」「口座を調査する」などの名目で、現金をだまし取ったり、指定した口座への振り込みを求めたりします。

全国の被害状況（令和7年度）

被害額は約1005億円でした。被害は幅広い年代にわたりますが、20代・30代の若年層が多く被害に遭っています。



※出典：警察庁ホームページ

被害に遭わないために

- ・本物の警察官は、電話で捜査対象となっているなどと伝えることはありません
- ・メッセージアプリで連絡することはありません
- ・警察手帳や逮捕状の画像を送ることはありません
- ・個人のスマートフォンに突然ビデオ電話をすることはありません
- ・メールや電話で金銭を要求することは一切ありません

このような連絡や要求を受けた場合は、詐欺を疑いましょう。また、最近では実在する警察署等の電話番号を偽造して表示させる手口が確認されているので、注意してください。

不安を感じたら、最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご相談ください。

自治デザイン課
（本庁舎2階）

☎ 0538-37-4751
FAX 0538-32-2353

生ごみ堆肥化容器の購入費補助制度

▶対象となる物

- ・コンポスト型容器
底部がなく地面に直接設置する容器
- ・EM ぼかし容器
庭や畑のない場所で設置できる密閉された容器
- ・バッグ型容器
コンパクトで室内やベランダでも利用できる容器

※電気を使用する生ごみ処理機を除く

▶対象者

市内在住者

▶補助額

- ・1基あたり容器購入費用の2分の1で上限3,000円（100円未満切り捨て）
- ・年度ごとに1世帯2基まで

※商品券や各店が発行するポイントなどで支払われた部分は対象外

▶申請

- ・ごみ資源循環課、環境課、各支所の窓口で申請
- ・市ホームページより電子申請も可

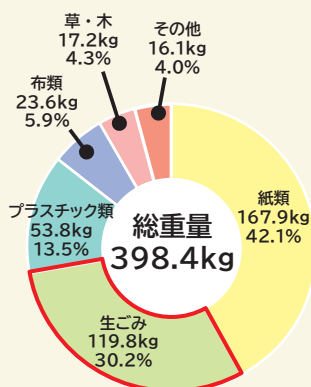
※詳しくは市ホームページをご覧ください



▲電子申請

令和5年度に行った家庭ごみの内容物調査により、排出されたごみの3割が生ごみであることが分かりました。生ごみは、ご家庭で堆肥化することができます。生ごみ堆肥化容器（コンポスト）の購入費補助制度を活用して、資源として有効活用し、生ごみを減らしましょう。

令和5年度磐田市可燃ごみ内容物ごとの割合



生ごみ堆肥化容器の購入費を補助します

ページ番号
1001491

コンポストを使って
生ごみを減らしましょう

ごみ資源循環課
（磐田市クリーンセンター内）

☎ 0538-37-4812
FAX 0538-36-9797



ページ番号

1002191

樹木などの適正管理を お願いします

道路河川課
(西庁舎2階)

☎0538-37-4808

FAX 0538-32-3948

自分の敷地から樹木などが張り出していないませんか

樹木の適正管理について

私有地から道路に樹木や生垣、草などが張り出し、通行の妨げとなっている箇所が多く見受けられます。樹木などが車道や歩道に張り出していると、車両や歩行者の通行に支障をきたすだけでなく、事故が発生する恐れがあります。それらが原因で事故が発生した場合、土地所有者が損害賠償などの責任を問われる可能性があります。土地所有者は、樹木などの適正な管理をお願いします。



▲道路に張り出した木のイメージ

危険樹木を除去する費用を補助します

樹木の所有者に対し、倒木により市道の道路交通の危険となる恐れがある樹木を根元から除去するのにかかる費用の一部を補助します。

▼補助金額 上限20万円

※樹木を除去するのにかかる費用の2分の1以内。1000円未満切り捨て
※補助対象の樹木には、条件がありますので、**除去前に道路河川課へご相談ください**



▲補助対象となる樹木のイメージ

ページ番号

1007386

令和9年度 ふるさと先生を募集

学校教育課
(西庁舎3階)

☎0538-37-2760

FAX 0538-36-3205

ふるさと先生(市費負担教員)になりませんか

募集教員

- ・小学校教員
- ・中学校教員
- ・小・中学校共通教員

※小学校勤務には小学校教諭普通免許状、中学校勤務には中学校教諭普通免許状が必要です

採用人数/10人程度

(継続任用者を含む)

受付期間/10月14日(水)まで

選考試験/11月14日(土)

合格発表/令和9年1月22日(金)

申込方法/電子申請により出願

その他/詳細は市教育委員会のホームページをご覧ください

充実の研修制度

初めて教壇に立つのは、誰しも不安があります。そこで市は、学校訪問と研修会からなる「ふるさと礎プラン」と呼ばれる研修制度を設けています。育成指導主事が学校を訪問し、個々に応じた指導を行います。研修会では教員の勤務・服務や学級経営、授業づくりの方法など、日々の指導に直結する内容が学べます。



▲電子申請